

## 特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会（第4回）

### 議事要旨

#### 1. 日時

令和2年6月15日（月）14:00～15:00

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、牛山誠（有限責任監査法人トーマツパートナー）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、関口博正（神奈川大学経営学部教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、中尾彰宏（東京大学大学院情報学環教授）、柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

総務省：

谷脇総合通信基盤局長、田原電波部長、今川総合通信基盤局総務課長、布施田電波政策課長、片桐基幹・衛星移動通信課長、荻原移動通信課長、片桐電波政策課企画官、田中移動通信課移動通信企画官

#### 4. 配布資料

資料4-1 特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書（案）

資料4-2 特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書（案）概要

#### 5. 議事要旨

##### （1）開会

## (2) 議事

- ①「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書(案)」に関し、資料4-2に基づき事務局から説明が行われた。

(大谷構成員)

まず報告書の全般について、難しい課題がきれいに整理されたと思っており、基本的な内容については賛成。

資料4-2の20ページにおいて、「ミリ波帯など技術開発途上にある周波数を割り当てる場合等においては、将来の技術の進展等も念頭に置くことが必要」とされている。この考え方には賛成だが、どういう形で配慮していくのかイメージが湧かないため、こういった観点で配慮する、金額に反映させるといったアイデアを教えて欲しい。

次に、予見可能性や透明性・公平性の確保の重要性についても触れられているが、できるだけお手盛りと思われないようにしていくことが必要だと考える。特定基地局開設料の額の審査においては、標準的な金額の下限値及び標準的な金額を著しく下回る金額(最低金額)が重要になってくるところ、例えば資料4-2の19ページの架空の試算において、第1段階の補正によりB国はとても低い5.6万円という額になるが、これを最小値として除外する理由についてきちんと説明できることが必要である。いわゆる外れ値であって、偏差で見れば中央値から外れているもので、それにはこうした理由があって、といった説明が示されるべきではないか。つまり、なぜこの金額を参照しないのかについて、その金額が特殊である説明がしっかりとできることが重要。この試算例においては①～③のいずれの考え方を採用しても5.6万円という金額は参照されなくなるが、その理由を説明できるようにしておくべき。

(田中移動通信課移動通信企画官)

1点目について、ミリ波は、これまで携帯電話では使われてこなかったこともあり、オークションの事例も多くない。また、必要となる機器類等についてもまだあまり市場に回っていないため、高価である。こうしたミリ波を実際に割り当てる際、やはりミリ波帯のオークション結果を基に算定をするのがなかなか難しいため、例えばSub 6とミリ波帯のオークション結果を全て使うことなども考えられるところ。各国における周波数の割

当て状況や、実際に携帯電話でどのように使っていくかという状況を見極めながら、標準的金額を算定しなければならないと考えている。

2点目の、外れ値を排除する考え方について。資料4-2の19ページの架空の試算においても、5.6万円から98.6万円までとかなりの差異が出ているため、①単純平均を取る方法、②最大値と最小値を除外して残りの平均値を取る方法、③中央値を取る方法を記載した。これらの方法以外にも、例えばプラスマイナス何%といった設定又はプラスマイナス何十万円といった設定も考えられるため、実際に算定された金額を見ながら、各国の割当て状況等も踏まえて設定することが考えられるのではないかと考えている。

その意味でも、資料4-1の10ページ図表4の直下に記載したとおり、各国におけるホワイトスペースやプライベートバンドの状況など周波数の割当て状況については今後も注視していくことが必要と考えている。

(大谷座長代理)

1点目については、実際の周波数の割当て状況等を勘案し、開設指針を策定する時点で配慮されていくという意味だと理解したが、ぜひそうしていただきたい。

2点目について、中央値や平均値を取ることで外れ値を除外することは賛成だが、特に低い外れ値について、低い価格で申請したいと考えている者から、なぜその低い数値が使えないのか、異論が出ることを考えられる。開設指針の策定の段階等で、なぜ外れ値と考えるのかを分かりやすく明らかにする必要がある。

(田中移動通信課移動通信企画官)

実際の開設指針の策定の際は、御指摘のあった点をきちんと説明できるように配慮する。

(牛山構成員)

一般的に比較法を採用し、また、第1段階、第2段階に分けて検討するという一方で、それぞれの補正項目についてもおおむね妥当ではないかと考えている。

1点目、第2段階の「5. 終了促進措置」(資料4-2の15ページ)において②を採用するに当たり、標準的な金額を「一定程度」差し引くという際の「一定程度」とはどのような意味か。過去の実績等に鑑みて設定するとしても、その設定の仕方はどのような方法を想定しているのか。

2点目、第2段階の「6. 災害対策に係る経費」について、資料4-2の5ページ目及び18ページ目のイメージ図には、この「災害対策に係る経費」が入っていないため、文章では説明されているものの、図にも追加した方が良いと考える。

3点目、資料4-2の19ページにおいて、第1段階による「補正後の参照額」の選択肢として、①～③の3つの選択肢が提示されている。②③は、実績の中から選んでくる形であり、①は、平均値を取ってその前後を取る形かと思うが、①と③が重複しているようなイメージがある。したがって、②③は実績をそのまま採用する形とし、①については、数学的な算式ではないが標準偏差のようなものを取り入れて、平均値を取った上で前後何%といった選択肢も考えられるのではないか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

1点目について。終了促進措置のやり方は、現在周波数を使用している既存免許人がどれくらい存在するか、既存免許人が公共機関か個人かなど様々なケースがあるため、終了促進措置の額も、それによって大きく異なる。また、移行先の周波数の状況によっても、早期に空きの周波数帯を使えるかなどが変わってくるため、あらかじめ一律でこの程度の割合について差し引くべきという設定をすることが難しいと考えている。そのため、「過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等を踏まえて設定することなどが考えられる」としている。

2点目については、小さい字だが、資料4-1の8ページ図表3、資料4-2の5ページで、「『災害対策に係る経費』は省略」と記載したところ。結論として災害対策経費は差し引かないという考え方のため、このように記載したが、ブルーの四角囲みで災害対策経費をきちんと書くべきという御議論であれば、そのように修正したい。

3点目については、例えばプラスマイナス何%又はプラスマイナス何十万円といった設定も考えられるところ、他の構成員の意見も伺いたい。

(中尾構成員)

まず、報告書(案)は非常に簡潔にまとまっていて、良い案であり賛同する。

その上で、算定の方法が少しシンプル過ぎるように見える。第1段階による「補正後の参照額」の設定に当たって、ホワイトスペースやプライベートバンドの状況等を考慮することが報告書(案)に記載されていることは結構だが、それ以外にも、例えば高度な周波

数共用や、Beyond 5Gといった次世代の通信の検討もなされているところ、日本が世界各国に比べて戦略的にこういうふうに参加額を決めたというメッセージが書かれても良いのではないか。分かりやすくまとめるために簡略化することは良い方向性だと思うが、それによって漏れた考慮要素や配慮事項について、第1段階から第2段階へ進むとき、理由をしっかりと説明するべきではないか。特に我が国の戦略が見えるところは、業界にとっても非常に重要だと思う。特に最近では5Gやローカル5Gの普及促進の税制優遇等、戦略的な政策が関心を呼んでいるため、周波数の割当てに関しても、しっかりと理由が示せると良い。

つまり、第1段階による「補正後の参加額」にはばらつきがあるところ、これをどのように考えるか。参加額が設定される際に、その決め方が単純に①か②か③かではなくて、平均値や偏差、外れ値が生じた事情が明示された上で、ばらつきはあるが、このような考慮でこの参加額に設定するという説明をきちんと示すべきではないか。あまり実態にそぐわない高い金額は不本意だと思われるし、また、ミリ波は使いにくいと一般的に言われている中、単純な算定の結果高額な値が出た場合など、こういう参加額を設定するのはこのような戦略に基づいているといった書き方ができると良い。報告書（案）における具体的な記載ぶりはまた議論させていただければと思う。

また、A国、B国、E国の免許期間を20年としているということは、こういった例の国が実在するという事だと思うが、20年というのはモバイルでは2世代分に相当する免許期間であるところ、なぜこのような免許期間とされているのか理由を教えてください。例えば、投資回収が10年では難しく、20年程度かかっているから免許期間を20年に設定したといった背景情報があれば、後日でも教えてください。つまり、我が国は10年と決断して算定するわけだが、10年で投資回収はできないのではないかと批判に答えるため、あらかじめ他国の事情を知っておきたい。

（田中移動通信課移動通信企画官）

免許期間は、ドイツやイタリア、スペイン、オーストリアでは10年を超えた長い期間であり、アメリカでは10年を超えない期間というように、各国によって差異は大きいところであるが、後日調査し、お答えする。

また、実際の割当ての際には、中尾構成員から指摘のあった事項も含め各国における周波数の割当て状況について考慮した上で、我が国としてどのような算定が必要であるかを考えたい。

(多賀谷座長)

確かに、簡単に分かりやすくし過ぎている面があるという印象を構成員各位が持っているのだろうと思うが、それはこのようなシステムを作る場合に不可避なところがあり、実際に免許人がその周波数帯を使ってどの程度アプリケーションを作っていくかは予測が難しく、これを全て考慮することはできないだろう。また、他国では免許期間が20年であるといったその他の要素を全部加味していくと、結局このような数式はできなくなってしまふ。したがって、やはりある程度割り引かざるを得ないのが実情だと思う。

例えば、もし戦略的な価値付けをするのであれば、この特定基地局開設料とは別の予算でもって政府として行うべきだろう。本制度で全てを行うことは不可能で、そこまではできない面があることを御了解いただきたい。

(柳川構成員)

多賀谷座長が指摘したとおりだと私も思う。様々な要素を考慮したいし、場合によっては、戦略的と指摘のあったような要素を加味したい部分は出てくると思うが、そこはできるだけ排除して数値計算するところに今回の標準的な金額の算定のポイントがあると思うため、むしろそうならないほうが良いのではないか。

各国の特殊事情があるのであれば、それは第1段階による「補正後の参照額」の幅を決めるときに考慮するのではなく、第1段階で具体的に計算式として入れるべき。そうでないと、結局、様々な計算をしたにも関わらず、事後的にこれはあまりにも低過ぎるからもうちょっと高くしよう、あまりにも高過ぎるから低くしようという裁量が結果的に入ってしまう。例え入っていなくとも、入ったように見えてしまうため、最終的な金額はどのように決めたのか説明ができなくなってしまい、最初から計算をせずに決めれば良かったのではないかと言われてしまう可能性が高い。できるだけそういうものは入らないように、例えば前後何%であるとか、標準偏差の計算をして幅はこのくらいというふうに、機械的に、後で恣意性が入らないほうが今回の趣旨に合っていると思う。したがって、この幅を後で総務省が決めることはしないほうが良いのではないか。

平均値か中央値か、最大値・最小値を排除するかどうかは非常に悩ましいところで、どれが正しいとなかなか言えないと思うが、個人的には、やはりサンプル数が少なく、外れ値かどうかを判断しづらい部分があるように思うため、平均値を使うことが無難と思う。

さらに、資料４－２の21ページで、標準的な金額は、幅を持たせる必要はなく、下限値だけが意味を持つ形で良いのではないかということに関して。幅をつけたとしても、それを超えても、むしろ超えても良い点が取れるため、上限値は実質的にあまり意味を持たず、下限値だけが意味を持つ仕組みであるため、上限値はなくても良いのではないか。逆に言えば、上限値があっても実質的には影響がなく、メッセージ効果だけが見込まれるため、上限値があっても特に不都合があるわけではないが、実態に合わせると下限値だけで良いのではないかと思う。

(関口構成員)

これまでで随分、議論は尽くされてきたと思っている。私は、座長がおっしゃったとおり一定の割り切りの中で試算値を出すという、ざっくりしたものがむしろ良いと感じる。災害対策や、プライベートバンド、ホワイトスペース等の様々なファクターは他にもあるだろうが、今回は実際に割り当てる前段階での予測であることを踏まえると、オークションにおいてどのファクターが利いてくるかは、実はよく分からない。したがって、試算で用いるファクターはこう反応するという点だけを示せば、十分ではないか。

資料４－２の21ページにおける審査イメージ例について。私も柳川構成員と同様、上限値にはあまり意味がないと思っており、特に各補正事項の掛け値を1としていることも多い点を考えても、②の下限値に意味があると思っている。この②の下限値及び①の標準的な金額を著しく下回る金額（最低金額）については、これらを開示してもなおC者のような者が出てくるかやや疑問ではあるが、足切りに用いられるとなると、この②の把握の仕方は重要な意味を持つてくる。

資料４－１の25ページでは、こうした最低金額についても開設指針において明らかにすると記載されているし、同ページの第2パラグラフで、開設指針や審査内容についてはパブリックコメント、電波監理審議会への諮問といった手続で透明性を図ることとされているが、この標準的な金額を著しく下回る金額についての判断基準も、今後どのように明らかにしていくかについて、一定の説明責任を総務省が負うことになるため、その透明性を確実に確保するためにアナリティクス等について明らかにして欲しい。

(中尾構成員)

私も、明快な簡略化された方法で算定することについては賛成である。あくまで、単純

化して算定された結果が意図しないものにならないか、懸念をしているところ。現在、実際の数字を見ないで算定式だけを議論しているため、ここで決めてしまうと、そのまま進んでいき、その算定式に従って最終的に出た数字で進めないといけない事態になる。ベストな方法は、この算定式に従って各国の状況の数字を実際に見ながら、これが本当に妥当な算定なのか議論できれば良いが、それはまたプロセスの時間がかかってしまう。簡略化された算定式を決めることは良いが、その式にのっとり算定された結果の確認をする、チェックできる機構を設けるべきではないかという意見である。

つまり、算定した結果について微調整することを提案しているわけではなく、チェック機構を入れられると良いのではないかというのが、ホワイトスペースや周波数共用についての指摘であった。チェック機構における検証が、第1段階による「補正後の参照額」を設定する際に①～③の方法でできるのかは論点となる。経済戦略として、非常に高い額が算定された場合に、それをそのまま参照額にするのはあまり得策ではないと考えており、何か適切な方法があればと考えていた。

したがって、大方針として簡略化した算定式を進めるところに異論があるわけではなく、確認のできるチェック機構のようなものがあると良いのではないかと考えている。

(田中移動通信課移動通信企画官)

関口先生の御意見に対しては、本研究会で検討いただいた算定の考え方に基づき総務省において実際の標準的な金額を算定するが、その下限値については、開設指針で明示し、パブリックコメントや電波監理審議会への諮問といった手続により透明性・公平性や予見可能性を確保していくことを考えている。

また、著しく下回る金額（最低金額）の水準については、現時点であらかじめ定めることはできないが、標準的な金額を基に一定の割合、又は一定の金額を減じた金額を設定して、その設定についてもパブリックコメントや電波監理審議会への諮問といった手続の中で透明性・公平性や予見可能性を確保していくと考えている。

(荻原移動通信課長)

開設指針の策定に当たっては、電波監理審議会やパブリックコメントの手続を経ることとされているところ、そのような仕組みを活用するとともに、「補正後の参照額」の設定に関し、特殊な事例か、またはそれを組み入れるかどうかについて確認する仕組みも必要か



と考える。現時点で具体的な案があるわけではないが、できるだけ透明性を確保した手続の中で、やり方としても分かりやすい方法を考えていきたい。本研究会のように先生方に御意見をいただく場を設け、一つずつ確認しながら進めていく方法も考えられるところ、御指摘は受け止め、適切な方法を考えたい。

(飯塚構成員)

今までの各構成員からの意見に補足をしたい。海外のオークション結果で、価格が低い外れ値となる原因としては、最低落札価額に張り付いているケースが想定される。他方、価格が高い外れ値は、新規事業者が参入してきたケースが考えられる。

また、各国の免許期間について、ヨーロッパでは2018年12月に欧州電子通信コードが発効し、免許期間は投資インセンティブを考慮して20年間が適切という方針が示されているため、ヨーロッパ各国は20年以内で設定されている。アメリカは基本10年だが、免許の更新期待性として、免許条件を守る限り恒久的に免許を保持できる背景がある。

さらに、割当て場所をめぐっては、どの割当て場所でも良いと考える事業者は下限値で申請するはずで、他方、どうしてもこの場所のブロックが欲しいと考える事業者は、高い金額を入れて何としても取ろうとするはずである。したがって、標準的な金額は、実質的に下限値だけで良いのではないかという柳川構成員の意見に賛成する。

②「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書(案)」については、上記の議論を踏まえて修正することとなった。修正については座長に一任され、必要な修正を加えた上で意見募集を実施することとなった。

(3) 閉会

以上